

就任のご挨拶

—長官からのメッセージ—

特許庁長官 細野 哲 弘



この度、7月14日付けで特許庁長官を拝命いたしました。

前職では、我が国経済の原動力である製造業の振興、競争力強化に邁進してまいりました。昨年来の米国の金融危機に端を発した経済悪化の波は、100年に一度と言われる世界同時不況を呼び、我が国製造業にとっても特に大きな痛みをもたらしました。近年の資源・環境制約に加え、今後は少子高齢化といった課題もまた、我が国の前に大きく立ちはだかつてまいります。

現下の経済情勢は、業況の急速な悪化に歯止めがかかりつつあるものの、依然として厳しい状況にあります。また、上記のような課題を抱える我が国にとっては、人々の知恵こそが成長の糧であり、これからの時代は、先進的な技術はもちろんのこと、画期的なアイデアや斬新なデザイン、ブランド戦略などがますます重要なものとなっていくでしょう。

特許庁は、これらの付加価値を知的財産として保護・活用していく担当官庁であると同時に、政策官庁としての責務と期待も日々高まっていると認識しております。知的財産政策の中核を担う特許庁の長として、我が国のイノベーション促進政策を牽引する重大な責務を真摯に受け止め、覚悟を新たに職務に臨む所存です。

今年は、現行特許法の公布から50年を迎える節目の年になります。この間、イノベーションや知的財産をめぐる状況は大きく変化してまいりました。こうした変化を踏まえ、イノベーションを促進する特許制度のあるべき姿について原点に立ち返って見直すべく、本年1月から、特許制度研究会において検討を重ねてまいりました。今後、2011年以降の法律改正を視野に入れながら、時代の要請にこたえる新たな特許制度の構築に向けて、検討を更に加速してまいります。

迅速・的確な審査体制を整備することも重要な課題です。近年のビジネスにおける知的財産の重要性の高まりと、企業活動のグローバル化は、世界中で爆発的な出願増加をもたらしました。こうした中、いかに効率的な審査体制を構築するかが各国共通の課題となっております。我が国は、一方の国で特許となった出願について、他方の国でその審査結果を参照しながら早期審査を行う枠組みである「特許審査ハイウェイ」(PPH)の取組を積極的に主導してきており、先月末までに10か国と締結に至っております。こうした努力もあり、PPHは先日のG8ラクイラサミットの首脳宣言にも位置付けられ、有益かつ戦略的な取組として国際的に認知されております。今後も、各国における審査業務の負担を軽減し、ユーザーの利便性を向上するPPHの枠組みを拡大していくとともに、出願手続の統一化及び簡素化に向け検討してまいります。

また、2013年に特許審査順番待ち期間を11か月とする目標の達成に向け、任期付審査官の活用、先行技術文献調査のアウトソーシング等を行いつつ全力で取り組んでまいります。出願人の多様なニーズに柔軟に対応するため、現行の早期審査制度よりも更に早く審査を行うスーパー早期審査制度の対象に国際出願(PCT出願)の国内移行案件を加えるなど、対象案件の拡大の検討や、その実施に向けた体制の整備も進めてまいります。

知的財産の活用に関し、大企業のように十分な体制を組みにくい地域や中小・ベンチャー企業への支援も欠かせません。こうした大企業との格差(「知財デバイド」)を解消するため、全国9地域の知的財産戦略本部の活動を充実させるとともに、4年目に入った地域団体商標制度の活用を促し、地域ブランドの適切な保護及び戦略的活用を促進してまいります。

知的財産侵害による被害を防ぐため、模倣品対策も積極的に行ってまいります。海外でも知的財産が適切に保護されるよう、政府間会合等を通じて侵害発生国に制度の改善を促します。また、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」等を通じて、消費者への啓発活動も行ってまいります。

これからは行政の“質”が改めて問われる時代になっていくと思いますが、特許庁が昨年策定した「特許庁ビジョン」はユーザー本意の行政サービスを強く意識しております。このビジョンを軸に、国民の信頼を得られる、世界最高水準のサービスを提供する特許庁を目指していきたくております。

最後になりましたが、特許庁の取組に多くの皆様から御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の就任の御挨拶とさせていただきます。